

一般社団法人神奈川県臨床心理士会 入会金・会費規程

平成 29 年 9 月 3 日制定

令和 5 年 10 月 15 日改定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人神奈川県臨床心理士会（以下、「この法人」という。）の定款第 1 1 条第 1 項に基づき、入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

(入会金)

第 2 条 この法人の入会金は次に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 8,000 円
- (2) 準会員 8,000 円
- 2 準会員として入会を希望する者が、臨床心理士養成に関する指定大学院または専門職大学院ならびに大学院公認心理師養成課程に在籍している者である場合は、入会金を 2,000 円とする。
- 3 入会金の納入に係る手数料は会員の負担とする。

(会費)

第 3 条 この法人の会費は次に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員年額 5,000 円
- (2) 準会員年額 5,000 円
- 2 会費の納入に係る手数料は会員の負担とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 9 月 3 日から施行し、平成 29 年 6 月 19 日に遡って適用する。
- 2 この法人が登記される前日までに、任意団体神奈川県臨床心理士会に当該事業年度の会費を納入した会員は、この法人の会費を納入したものとみなす。
- 3 任意団体神奈川県臨床心理士会の会費に未納がある会員は、その未納分をこの法人に支払わなければならない。
- 4 令和 5 年 10 月 15 日改定